

京都市上下水道局職員給与規程等の一部を改正する規程を公布する。

令和8年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第20号

京都市上下水道局職員給与規程等の一部を改正する規程

(京都市上下水道局職員給与規程の一部改正)

第1条 京都市上下水道局職員給与規程の一部を次のように改正する。

第19条の4第3項各号列記以外の部分中「職員」の右に「(第5項に掲げる職員を除く。)」を加え、同項第3号中「7,100円」を「7,300円」に、「12,100円」を「12,300円」に改め、同項第4号中「10,000円」を「10,400円」に、「15,000円」を「15,400円」に改め、同項第5号中「12,900円」を「13,500円」に、「17,900円」を「18,500円」に改め、同項第6号中「15,800円」を「16,600円」に、「20,800円」を「21,600円」に改め、同項第7号中「18,700円」を「19,700円」に、「23,700円」を「24,700円」に改め、同項第8号中「21,600円」を「22,800円」に、「26,600円」を「27,800円」に改め、同項第9号中「24,400円」を「25,900円」に、「29,400円」を「30,900円」に改め、同項第10号中「26,200円」を「29,100円」に、「31,200円」を「34,100円」に改め、同項第11号中「28,000円」を「32,300円」に、「33,000円」を「37,300円」に改め、同項第12号中「29,800円」を「35,500円」に、「34,800円」を「40,500円」に改め、同項第13号中「31,600円」を「38,700円」に、「36,600円」を「43,700円」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「の職員」の右に「(次項に掲げる職員を除く。)」を加え、同項各号列記以外の部分中「第19条の3」を「前条」に改め、同条第6項中「第5項」を「前項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項第1号中「前3項」を「第2項から第4項まで(前項に掲げる職員(以下「駐車場等利用職員」という。)にあっては、第2項及び前項)」に、「及び前2項に掲げる額」を「並びに第3項及び第4項に掲げる額(駐車場等利用職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び前項に掲げる額)」に改め、「額」の右に「の範囲内において別に定める額」を加え、同項第2号中「2,

000円」を「第3項（駐車場等利用職員にあつては、前項）に掲げる額」に改め、同項第3号中「2,000円」を「第3項（駐車場等利用職員にあつては、前項）に掲げる額」に、「前2項」を「第3項及び第4項（駐車場等利用職員にあつては、前項）」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 条例第4条の2第2号の職員のうち、前条に規定する原動機付自転車及び自動車のほか、管理者が特に承認する交通の用具の駐車のための施設その他の場所で別に定めるもの（以下「駐車場等」という。）を利用し、その利用に係る料金（以下「駐車場等料金」という。）を負担することを常例とする職員（別に定める職員を除く。）第3項に掲げる額及び5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等料金に相当する額として別に定める額の合計額

第19条の5第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第2号中「若しくは通勤方法」を「、通勤方法若しくは利用する駐車場等」に改め、「変更し」の右に「、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し」を、「額」の右に「若しくは駐車場等の料金」を加える。

第19条の6第1項第2号中「及び第3項」を「、第3項及び第4項（駐車場等利用職員にあつては、同条第2項及び第5項）」に改め、「第4項」の右に「（駐車場等利用職員にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額及び同条第5項）」を加える。

第19条の7第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第2号中「若しくは通勤方法」を「、通勤方法若しくは利用する駐車場等」に改め、「変更し」の右に「、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し」を、「運賃等の額」の右に「若しくは駐車場等の料金」を加え、同条第2項第1号中「合計額」の右に「又は1箇月当たりの運賃等相当額及び同条第5項に掲げる合計額」を加える。

第19条の8第2項中「京都市上下水道局職員市内出張旅費支給規程第2条に規定する市内」を「本市内（本市の区域内をいう。ただし、区域外であっても局の施設及びこれに準じる箇所を含む。）」に改める。

第19条の10第1項第1号中「次号」を「第3号ア及び次項第1号」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 前号に掲げる職員に該当しない職員のうち、本市の区域内に存する住宅（自ら新築し、又は購入した住宅で、自ら居住するものに限る。）を所有しているもの（別に定めるこれに準じるものを含む。）

第19条の10第1項に次の1号を加える。

(3) 第19条の8第1項の規定により単身赴任手当の支給を受ける職員であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 配偶者が居住するための住宅(公舎その他別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

イ アに掲げる職員に該当しない職員のうち、本市の区域内に存する住宅(自ら新築し、又は購入した住宅で、配偶者が居住するものに限る。)を所有しているもの(別に定めるこれに準じるものを含む。)又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

第19条の10第2項各号列記以外の部分中「(当該各号)」を「(第1号及び第3号)」に、「、当該各号」を「これらの号に掲げる額の合計額、第2号及び第3号のいずれにも該当する職員にあつてはこれらの号」に改め、同項第1号ア及びイ以外の部分中「相当する額」の右に「(本市の区域内に存する住宅を借り受けている職員にあつては、当該額に3,000円を加算した額)」を加え、同項第2号を次のように改める。

(2) 前項第2号に掲げる職員 10,500円

第19条の10第2項に次の1号を加える。

(3) 前項第3号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 前項第3号アに掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

イ 前項第3号イに掲げる職員 5,200円

第19条の10第3項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 一の職員が第1項第2号又は第3号イの規定により住居手当の支給を受けることができる期間は、一の住居につき60月を限度とする。この場合において、職員と別に定める者とが同一の住居について住居手当の支給を受けたときは、これらの者を一の職員とみなす。

第37条の6第2項本文中「5,400円」を「5,700円」に改める。

第37条の10第1項第2号中「休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の右に「(休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、同

条第2項各号列記以外の部分中「掲げる額」の右に「(前項各号の勤務に従事する時間を考慮して別に定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第48条中「別に」を「管理者が」に改める。

附則第7項を次のように改める。

7 削除

(京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程の一部改正)

第2条 京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程（令和5年3月31日京都市上下水道局管理規程第29号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「第19条の4第6項」を「第19条の4第7項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中京都市上下水道局職員給与規程第37条の10の改正規定は令和9年4月1日から施行する。

(施行日前から駐車場等を利用している職員の届出)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前から駐車場等（この規程による改正後の京都市上下水道局職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第19条の4第5項に規定する駐車のための施設その他の場所で別に定めるものをいう。）を利用している職員であつて、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において改正後の規程第19条の4第5項の職員たる要件を具備するに至ったものは、同規程第19条の5第1項の規定の例により、その実情を届け出なければならない。

(適用区分)

3 改正後の規程第19条の10第1項第2号及び第3号イの規定は、平成28年4月1日以後に本市の区域内に存する住宅を自ら新築し、又は購入した職員について適用する。

(住居手当に関する経過措置)

4 改正後の規程第19条の10第3項の規定の適用については、同項に規定する60月の期間には、京都市上下水道局職員給与規程等の一部を改正する規程（平成28年3月31日京都市上下水道局管理規程第14号）附則第9項若しくは第12項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規程第1条の規定による改正前の京都市上下水

道局職員給与規程第19条の10又は京都市上下水道局職員給与規程等の一部を改正する規程（令和7年3月31日京都市上下水道局管理規程第16号）附則第5項（京都市上下水道局職員給与規程等の一部を改正する規程（令和5年3月31日京都市上下水道局管理規程第29号）附則第6項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により住居手当の支給を受けた期間を含むものとする。

（その他の経過措置）

- 5 第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、京都市公営企業管理者上下水道局長が定める。

（上下水道局総務部職員課）